

船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、農林水産業の振興を図るため、本市において農林水産事業を行う農林水産業者及び農林水産団体に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において船橋市補助金等の交付に関する規則（昭和56年船橋市規則第50号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に基づき補助金等を交付する。

(補助対象者等)

第2条 補助対象者、補助対象経費、補助金等の額は、補助事業の区分に応じ、それぞれ別表に定めるとおりとする。ただし、船橋市暴力団排除条例（平成24年船橋市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第3号に規定する暴力団員等並びに同条例第7条に規定する暴力団密接関係者は、補助対象者とししない。

(交付申請)

第3条 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第3条の規定により補助金等交付申請書（規則第1号様式）を、それぞれ別表に定めるところにより市長に提出しなければならない。

(交付決定時の金額調整)

第4条 規則第4条の交付決定をする場合において、補助対象経費（消費税及び地方消費税を除いた金額）に補助率等を適用して算出した金額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨て交付決定額とする。ただし、県の補助事業で市が補助を行なわない場合についてはこの限りではなく、県の交付決定額を切り捨てず交付決定額とする。

(必要条件・指示事項)

第5条 規則第5条第2項に規定する市長が附する必要条件や指示事項は別表に定めるもののほか、決裁に拠るものとする。

(事業費の軽微変更)

第6条 規則第10条に規定する市長が認める軽微な変更は、補助事業の主旨に変更がなく、補助対象経費の変更が20%の範囲内の場合とする。

(実績報告添付書類)

第7条 規則第12条第1項第2号に規定する市長が必要があると認める書類は、別表に定めるとおりとする。

(交付の請求)

第8条 補助金等の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、規則第15条第1項の規定により、補助事業等の完了した後及び完了前に補助金等の交付を受けようとするときは、補助金等交付請求書（第1号様式）により市長に請求しなければならない。

(財産の処分の制限)

第9条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した次に掲げる財産を市長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金等の全部に相当する金額を市に納付した場合又は補助対象設備の設置の工事が完了した日の翌日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を経過する日までの間（以下「処分制限期間」という。）を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 不動産及びその従物
- (2) 機械及び重要な器具で市長が定めるもの
- (3) その他補助金等の交付の目的を達成するため、市長が必要があると認めるもの

(関係書類の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類を10年間整備しておかなければならない。ただし、当該事業により取得した財産の処分制限期間が10年を超える場合は、取得した財産の処分制限期間とする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年9月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成13年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成14年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年7月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成16年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成17年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成18年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成19年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年10月16日から施行し、改正後の船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定は、平成20年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行し平成21年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し平成22年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し平成23年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し平成24年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行し平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年7月10日から施行し平成25年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行し平成26年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し平成27年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行し平成28年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し平成29年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し平成30年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し平成31年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行し令和2年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し令和3年度の予算に係る補助金等から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し令和4年度の予算に係る補助金等から適用する。

第1号様式

補助金等交付請求書

年 月 日

船橋市長 様

住所(所在地)

補助事業者 氏名(団体名及び
代表者氏名)



船橋市農林水産振興事業補助金等交付要綱の規定により、補助金等の交付を次のとおり請求します。

決定年月日	年月日	番号	第号
補助年度	年度	補助金等の名称	
補助事業等の名称			
交付決定額	円		
交付確定額	円		
既交付額	年月日交付	円	
	年月日交付	円	
	年月日交付	円	
	計	円	
今回交付請求額	円		
未交付額	円		
添付書類	1 補助金等交付決定通知書又は補助金等交付確定通知書の写し 2 その他()		

別 表 (その1)

補助事業名		農業後継者対策事業（農業後継者対策推進事業）
補助の目的		次代を担う農業者として、学習・研修・営農活動・農政活動を通じ農業後継者の交流・文化活動の促進及び部員の資質向上を図る。
補助対象経費		①農業者の資質の向上に寄与する活動に要する下記経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・研修費 ・旅費 ・消耗品費 ・通信運搬費 ・原材料費 ・報償費 ・印刷製本費 ②農作業の省力化に要する下記経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費 ・工事請負費
補助対象者		J Aいちかわ船橋地区青年部 ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部 船橋市農業青少年クラブ
補助金等の額		・上記①に係る補助金の額は、補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 ・上記②に係る補助金の額は、補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申請時期		①4月 ②随時
添付書類	交付申請	事業計画書・収支予算書・前年度決算書・誓約書
	実績報告	事業実績書・収支決算書・写真

別 表 (その2)

補 助 事 業 名	農業後継者対策事業（農業後継者国内派遣研修事業）	
補 助 の 目 的	優れた農業後継者を育成するために、国内における農業経営の実態等を自ら調査し、今後の農業経営に役立てると共に地域リーダーの養成を図る。	
補 助 対 象 経 費	優れた農業後継者の育成のために行う国内派遣研修に要するもの。	
補 助 対 象 者	J Aいちかわ船橋地区青年部 ちば東葛農業協同組合西船地区青壮年部 船橋市農業青少年クラブ	
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	事業実施1ヶ月前	
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・前年度決算書・行程表・参加者名簿・見積書・誓約書
	実 績 報 告	事業実績書・収支決算書・行程表・参加者名簿・報告書

別 表 (その7)

補 助 事 業 名	農業近代化推進事業 (園芸用廃プラスチック対策事業)	
補 助 の 目 的	農業者から排出される農業用廃プラスチック類の円滑な回収と適正な処理を図り、環境の保全と農業の健全な発展に寄与する。	
補 助 対 象 経 費	<p>農業用廃プラスチック類の適正な処理の啓発、処理計画及び収集計画などの組織活動の円滑な推進と処理に要するもの。</p> <p>①協議会活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 通信運搬費 ・ 印刷製本費 <p>②適正処理費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理手数料 	
補 助 対 象 者	船橋市農業用廃プラスチック対策協議会	
補 助 金 等 の 額	<p>・ 協議会活動費に係る補助金の額は、補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p> <p>・ 適正処理費に係る補助金の額は、処理量1kg当たり助成単価28.2円に処理量を乗じて得た額の予算の範囲内とする。(県が交付する1/4以内の補助金の額を含むものとする。)ただし、塩化ビニール及びポリエチレンフィルム以外の硬質プラスチックについては、市単独補助として、処理量1kg当たり19円の額を補助するものとする。</p>	
補助事業の形態等 (関係法令等)	<p>県市協調事業</p> <p>(千葉県園芸用廃プラスチック処理対策推進事業補助金交付要綱)</p>	
申 請 時 期	随時	
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・前年度決算書・誓約書等
	実 績 報 告	事業実績書・収支決算書・マニフェスト (写し)

別 表 (その8)

補 助 事 業 名	農業団体補助事業（農業団体育成事業）	
補 助 の 目 的	都市農業の継続発展に対応した生産活動と農業意欲を増進するため講習会・栽培技術検討会を開催し、会員相互の交流、技術習得を図ると共に組織強化育成を推進する。	
補 助 対 象 経 費	農業振興等に必要と認められる、団体の運営に要する下記経費。 ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 借上料 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 備品購入費 ・ 原材料費	
補 助 対 象 者	船橋市花卉組合 船橋市園芸協会 J Aいちかわ船橋地区女性部 ちば東葛農業協同組合西船地区女性部 船橋市農業士等協会	
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	4 月	
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・前年度決算書・誓約書
	実 績 報 告	事業実績書・収支決算書

別 表 (その10)

補助事業名	農業経営基盤強化促進対策事業（農地流動化推進事業）	
補助の目的	農業委員会のおっせん等による農地の流動化（賃借）から、認定農業者等による規模拡大及び優良農地の確保の促進が見込まれることから、その農地流動化の推進を図る。また、近年増加しつつある耕作放棄地について、その解消・再生を支援する。	
補助対象者	農用地利用集積計画の利用権の設定期間が3年以上のもので、借り手農家が認定農業者若しくは認定新規就農者の場合に限る、貸し手農家・借り手農家の両者。 耕作放棄地の再生作業については、耕作放棄地解消農業者。	
補助金等の額	設定地域は農業振興地域・市街化調整区域とし、設定期間又は面積に応じて下記のとおりとする。 ・3年以上6年未満（㎡あたり） 新規10円 更新5円 ・6年以上（㎡あたり） 新規20円 更新10円 ・耕作放棄地の再生作業 50円（㎡あたり）	
補助事業の形態等	市単独事業	
申請時期	設定日以後の所属年度内、または設定日から3か月を経過する日まで、もしくはその他市長が必要と認めるとき。 耕作放棄地の再生作業については、作業完了後。	
添付書類	交付申請	事業計画書・契約を証するものの写し・誓約書 （耕作放棄地の再生作業については、耕作放棄地確認書の写し）
	実績報告	事業実績書

別 表 (その 1 1)

補 助 事 業 名	農業生産安定化事業（なし産地育成事業）	
補 助 の 目 的	なし栽培において幸水・豊水などの高品質果実を安定生産するために、生産に係る各段階において所要の条件整備を行い、なし経営の安定と合理化を図り、産地を育成する。	
補 助 対 象 経 費	<p>①なし施設設置事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費 ・ 処理手数料 ・ 工事請負費 ・ 備品購入費 <p>②なし剪定枝処理事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理手数料 ・ 委託料 <p>③船橋市果樹園芸組合活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 借上料 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 備品購入費 <p>④多目的防災網再整備事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原材料費 ・ 工事請負費 	
補 助 対 象 者	船橋市果樹園芸組合 なお、農業共済等加入を努力義務とする。	
補 助 金 等 の 額	<p>①補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p> <p>②補助対象経費に0.85を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p> <p>③補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p> <p>④補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p>	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	①②④随時 ③4月	
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・前年度決算書・実施設計書・誓約書等
	実 績 報 告	事業実績書・収支決算書・出来高設計書・農業共済等に加入している場合は農業共済等加入書

別 表 (その 17)

補助事業名		畜産業振興事業（畜産環境衛生対策促進事業）
補助の目的		畜産経営の安定化を図るために、家畜伝染性疾病蔓延防止の検査や予防注射推進活動を行うと共に、都市畜産経営に相応しい飼養環境整備への意識向上や普及等の啓発事業にも取り組み、畜産団体活動の助成を行うことにより、船橋市内における畜産業の振興を図る。
補助対象経費		<p>①畜産環境衛生対策促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消耗品費 ・ 医療材料費 <p>②家畜伝染病予防事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療材料費 ・ その他手数料（家畜伝染病検査手数料・予防注射接種手数料） <p>③船橋市畜産協会活動費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 賃貸費 ・ 通信運搬費 ・ 広告料 ・ 医療材料費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費
補助対象者		船橋市畜産協会
補助金等の額		補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申請時期		①②随時、③4月
添付書類	交付申請	事業実施計画書・収支予算書・前年度決算書・畜産環境衛生対策促進計画者名簿・誓約書
	実績報告	事業実績書・収支決算書・畜産環境衛生対策促進実績者名簿・領収書等金額があきらかとなる書類

別 表 (その 18)

補 助 事 業 名		農地振興事業・土地基盤整備事業（小規模土地基盤整備）
補 助 の 目 的		農作業の合理化と生産性の向上を図るため、用排水路、農道及び暗渠排水路等の整備を推進し、農地の保全と農業経営の安定を図る。
補 助 対 象 経 費		農地の保全と農業経営の安定を図るための、用排水路、農道及び暗渠排水路等の整備、補修並びに撤去に要する工事費。
補 助 対 象 者		農業者 2 戸以上の水利・農家組合等
補 助 金 等 の 額		補助対象経費に 0.3 を乗じて得た額の予算の範囲内とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申 請 時 期		随時
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・誓約書等
	実 績 報 告	収支決算書等

別 表 (その 25)

補 助 事 業 名	生産基盤整備事業（東京湾漁業総合対策事業）	
補 助 の 目 的	沿岸漁業を、漁場の特性を生かした活力ある生産体制に育成するため、漁場環境の改善、資源の育成・導入、生産性の向上を図るもので、千葉県東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱により県が採択し、予算化した東京湾漁業総合対策事業の一部経費の助成をする。	
補 助 対 象 経 費	<p>操業の効率化、安全対策、経費軽減、海苔・貝類等の振興を図るために協同で利用する施設の整備及び資源の早期回復並びに維持増大に要する下記経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費 ・ 清掃委託費 ・ 印刷製本費 ・ 消耗品費 ・ 報償費 ・ 原材料費 ・ 施設修繕費 ・ 警備委託費 ・ 広告費 ・ 備品購入費 ・ 使用料及び賃借料 	
補 助 対 象 者	船橋市漁業協同組合	
補 助 金 等 の 額	<p>補助対象経費に</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県は当該事業に要する経費の3/10、5/10及び7/10以内の額 ・ 市は県3/10の場合同率、県5/10及び7/10の場合補助残の1/2の予算の範囲内とする。 ・ ただし、のり漁場油濁監視事業に関しては、県の補助分のみとする。 	
補助事業の形態等 (関係法令等)	<p>縣市協調事業 (千葉県東京湾漁業総合対策事業費補助金交付要綱)</p>	
申 請 時 期	随時	
添 付 書 類	交 付 申 請	<p>計画書・収支予算書・前年度決算書・工事費・施設修繕費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清掃委託費・警備委託費・広告費・消耗品費・印刷製本費 ・ 備品購入費・報償費・原材料費については見積書の添付 ・ 誓約書
	実 績 報 告	<p>収支決算書・工事費については契約書（請書）、写真・施設修繕費・清掃委託費・警備委託費・広告費・消耗品費・印刷製本費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 備品購入費・原材料費・報償費・使用料及び賃借料については支払いを証する書類の添付

別 表 (その26)

補助事業名	生産基盤整備事業（水産業強化施設整備支援事業）	
補助の目的	水産業を活力ある産業として健全に発展させて行くため、「浜の活力再生プラン」の取組に位置づけられた共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設の整備に要する経費について、千葉県水産業強化施設整備支援事業費補助金交付要綱により県が採択し、予算化した千葉県水産業強化施設整備支援事業の一部経費の助成をする。	
補助対象経費	共同利用施設の整備やプラン策定地域における水産資源の管理・維持増大、漁港漁場の機能高度化や防災・減災対策に資する施設の整備に要する下記経費。 ・設計管理費 ・工事請負費	
補助対象者	船橋市漁業協同組合	
補助金等の額	補助対象経費に0.7を乗じて得た額の予算の範囲内とする。	
補助事業の形態等 （関係法令等）	国縣市協調事業 （千葉県水産業強化施設整備支援事業費補助金交付要綱）	
申請時期	随時	
添付書類	交付申請	計画書・収支予算書・前年度決算書・見積書の添付・誓約書
	実績報告	収支決算書・工事費については契約書（請書）、写真

別 表 (その27)

補 助 事 業 名	漁業団体補助事業（漁業生産組織育成事業）	
補 助 の 目 的	漁業生産向上のための活動をする研究団体（海苔研究会・アサリ研究会・底曳研究会）及び漁業後継者の育成のための活動をする団体（青壮年部）の活動育成を支援することにより、漁業振興と経営の安定を図る。	
補 助 対 象 経 費	<p>漁業者が組織する漁業振興等に必要と認められる団体の運営に要する下記経費について、漁業協同組合を通じ助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 報償費 ・ 旅費 ・ 消耗品費 ・ 印刷製本費 ・ 通信運搬費 ・ 使用料及び賃借料 ・ 備品購入費 ・ 研修負担金 	
補 助 対 象 者	船橋市漁業協同組合	
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	4月	
添 付 書 類	交 付 申 請	収支予算書・前年度決算書・各研究団体の前年度予算書、決算書・誓約書
	実 績 報 告	収支決算書・各研究団体の決算書・支払を証する書類

別 表 (その 3 1)

補 助 事 業 名	ふるさと農園整備事業		
補 助 の 目 的	市民の健全なレクリエーションの場としての農園を整備することにより、農地の有効利用を図る。		
補 助 対 象 経 費	ふるさと農園の新規又は再整備の工事費（耕耘、区画割等）に要するもの		
補 助 対 象 者	農業を営んでいる者		
補 助 金 等 の 額	区画割り等	10 a 当り	15 万円
	その他市長が認めたもの	1 箇所当り	20 万円
補助事業の形態等	市単独事業		
申 請 時 期	随時		
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・実施設計書・誓約書	
	実 績 報 告	事業実績書・収支決算書・領収書の写し・写真	

別 表 (その 3 3)

補助対象事業名	さわやか畜産総合展開事業（堆肥生産流通促進事業）	
補助の目的	畜産農家から出る有益な家畜ふん尿を有機質資源として、高品質な堆肥化の推進と地元耕種農家への流通促進を図り、地域環境と調和の取れた耕畜連携による活力ある畜産農家の経営安定化を支援する。	
補助対象経費	堆肥生産流通促進事業 堆肥販売額 堆肥流通促進事業 堆肥流通に必要な施設・機材	
補助対象者	船橋市畜産協会	
補助限度額	堆肥生産流通促進事業 補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算範囲内とする。 堆肥流通促進事業 堆肥流通促進のために購入する施設・機材等事業費の50%を補助。ただし、予算の範囲内とする	
補助事業の形態等 (関係法令等)	市単独事業	
申請時期	随時	
添付書類	交付申請	事業計画書・収支予算書・見積書・誓約書
	実績報告	事業実績書・収支決算書・領収書・契約書・納品書等金額が明らかとなる書類等

別 表 (その 37)

補助事業名	農業生産安定化事業（農産物ブランド推進事業）	
補助の目的	地域団体商標登録された「船橋にんじん」「船橋のなし」及びブランド野菜である小松菜・枝豆に関して、市内はもとより県内・県外に向け、安心・安全・高品質であることをPRし、消費者等から理解を得ることにより農業の振興を図る。	
補助対象経費	<p>農産物のブランド化を推進するために要する下記経費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（PRイベント等出張生産者旅費） ・役務費（広告料、通信運搬費、検査手数料） ・委託料（会場設営費、イベント司会者委託料） ・需用費（消耗品費、印刷製本費、PR用農産物購入費） ・備品購入費 	
補助対象者	農業協同組合、船橋市園芸協会、船橋市果樹園芸組合、ちば東葛農業協同組合西船橋葉物共販組合、ちば東葛農業協同組合西船橋枝豆研究会、市川市農業協同組合船橋人参共販委員会、市川市農業協同組合船橋梨選果場運営委員会	
補助金等の額	<p>補助対象経費に、品目ごと以下の補助率を乗じて得た額の予算の範囲内とする。</p> <p>梨・小松菜・枝豆 0.5</p> <p>人参 0.75</p> <p>（ただし、にんじん段ボール資材費は市川市農業協同組合と協調とし、補助限度額を300万円とする。）</p> <p>なお、一事業主体等あたり補助限度額等を1,000万円とする。</p>	
補助事業の形態等（関係法令等）	市単独事業	
申請時期	随時	
添付書類	交付申請	事業計画書・収支予算書・見積書・誓約書等
	実績報告	事業実績書・収支決算書・領収書・契約書・納品書等金額が明らかとなる書類及び写真

別 表 (その38)

補助事業名		農業近代化推進事業（施設園芸再整備事業）
補助の目的		都市化の進展に伴う優良農地の減少や生産環境の悪化に対処するため、生産性の高い施設園芸を支援し、持続性の高い都市農業の振興を図る。
補助対象経費		既設ハウス施設において、使用年数を経過した設備の更新をする場合にかかる下記経費。ただし、被覆材は5年以上使用できるものとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・施設修繕費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・原材料費
補助対象者		農業者が組織する団体（3戸以上） なお、農業共済等加入を努力義務とする。
補助金等の額		補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 なお、被覆材の張替えは900円/m ² （上限）、省エネルギー型暖房機等は390,000円/台（上限）とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申請時期		随時
添付書類	交付申請	事業計画書・収支予算書・見積書・設置予定場所を明記した位置図・誓約書等
	実績報告	事業実績書・収支決算書・請求書等金額が明らかとなる書類・写真・設置場所を明記した位置図・農業共済等に加入している場合は農業共済等加入書

別 表 (その40)

補助事業名		養殖業振興事業（三番瀬海苔養殖業振興事業）
補助の目的		歴史ある三番瀬海苔の安定生産のため、陸上採苗の推進・漁期延長・病害対策のための海苔網低温保存並びに沖合いの海苔養殖施設に対して、一般船舶突入事故防止対策の標識灯設置・撤去、海苔加工施設の整備等への助成を行い海苔養殖業振興を図る。
補助対象経費		海苔養殖漁業の安定と生産性の向上を図るために要する下記経費 <ul style="list-style-type: none"> ・保管料（海苔芽網冷凍保存料） ・原材料費（海苔種苗購入） ・工事請負費（標識灯設置・撤去工事） ・施設修繕料（標識灯修繕・整備、海苔加工施設の整備） ・報償費 ・消耗品費 ・役務費 ・備品購入費
補助対象者		船橋市漁業協同組合
補助金等の額		補助対象経費に0.3乗じて得た額の予算範囲内とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申請時期		随時
添付書類	交付申請	計画書・収支予算書・前年度決算書・工事、施設修繕費、原材料購入については見積書の添付・誓約書
	実績報告	収支決算書・工事については契約書（請書・写真）・施設修繕費、原材料購入については支払いを証する書類の添付

別 表 (その 4 1)

補 助 事 業 名	養殖業振興事業 (三番瀬漁場再生事業)	
補 助 の 目 的	三番瀬漁場環境は、富栄養化・赤潮・青潮等により毎年悪化し、漁業資源が減少している。そのため漁場環境改善のための藻場造成及び三番瀬漁業資源増大を行う魚貝類の放流並びに三番瀬漁場の清掃・耕運を行い、漁業経営の安定と生産性の向上を図る。	
補 助 対 象 経 費	三番瀬漁場再生に要する下記経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費 ・ 清掃委託費 ・ 原材料費 ・ 広告費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 報償費 ・ 使用料及び賃借料 	
補 助 対 象 者	船橋市漁業協同組合	
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算範囲内とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	随時	
添 付 書 類	交 付 申 請	計画書・収支予算書・前年度決算書・工事については契約書(請書)・写真・施設修繕費・清掃委託費・広告費・消耗品費・備品購入費・原材料購入については見積書の添付・誓約書
	実 績 報 告	収支決算書・工事については契約書(請書・写真)、清掃委託費・広告費・消耗品・備品購入費・原材料購入については支払いを証する書類の添付 報償費・使用料及び賃借料についても支払いを証する書類の添付

別 表 (その42)

補助事業名		生産基盤整備事業（漁業生産基盤整備事業）
補助の目的		船溜内の繫留場所（漁協前・冷蔵庫前・浜町・山谷）の係留杭整備、外灯修理、船溜清掃、漁業基地の施設整備、補修工事及び密漁防止対策に係る啓発経費及び監視カメラの設置及び維持管理について助成を行い漁業生産基盤整備を図る。
補助対象経費		<p>漁業生産基盤整備に要する下記経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費 ・ 施設修繕料 ・ 清掃委託費 ・ 警備委託費 ・ 印刷製本費 ・ 広告費 ・ 消耗品費 ・ 備品購入費 ・ 報償費 ・ 使用料及び賃借料
補助対象者		船橋市漁業協同組合
補助金等の額		補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算範囲内とする。ただし、密漁防止に係る啓発経費及び監視カメラの維持管理については補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算範囲内とする。また、密漁防止に係る監視カメラの設置については補助対象経費に2/3を乗じて得た額の予算範囲内とする。
補助事業の形態等		市単独事業
申請時期		随時
添付書類	交付申請	計画書・収支予算書・前年度決算書・工事請負費・施設修繕費・清掃委託費・警備委託費・広告費・消耗品費・印刷費・備品購入費については見積書の添付・誓約書
	実績報告	収支決算書・工事については契約書（請書・写真） 施設修繕費・清掃委託費・警備委託費・広告費・消耗品・印刷費・備品購入費については支払いを証する書類の添付 報償費、使用料及び賃借料においても支払いを証する書類の添付

別 表 (その43)

補 助 事 業 名	生産基盤整備事業（水産物ブランド推進事業）
補 助 の 目 的	船橋で漁獲される水産物ブランド推進に係る経費について助成を行い漁業生産基盤整備を図る。
補 助 対 象 経 費	水産物ブランド推進に要する下記経費。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事請負費 ・ 施設修繕料 ・ 清掃委託費 ・ 警備委託費 ・ 印刷製本費 ・ 広告費 ・ 消耗品費 ・ 原材料購入費 ・ 備品購入費 ・ 報償費 ・ 使用料及び賃借料
補 助 対 象 者	船橋市漁業協同組合
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算範囲内とする。
補助事業の形態等 (関係法令等)	市単独事業
申 請 時 期	随時
書 添 類 付	交付申請 計画書・収支予算書・前年度決算書・工事、施設修繕費・清掃委託費・警備委託・広告費・消耗品費・印刷費・備品購入費・原材料購入費については見積書の添付・誓約書

	実績報告	収支決算書・工事については契約書（請書・写真） 原材料購入費・施設修繕費・清掃委託費・警備委託費・広告費・ 消耗品・印刷費・備品購入費については支払いを証する書類の 添付 報償費、使用料及び賃借料においても支払いを証する書類の添 付
--	------	---

別 表 (その48)

補助事業名	漁業後継者対策事業（漁業後継者対策推進事業）	
補助の目的	歴史ある漁業を守るため、漁業後継者の設備購入や新規漁業者や新規漁業者の設備購入・研修等を支援し、漁業の継続的な発展を図る。	
補助対象経費	①漁業後継者の設備購入に要する下記経費。 ・工事請負費 ・備品購入費 ②新規漁業者の設備購入に要する下記経費。 ・工事請負費 ・備品購入費 ③新規漁業者の研修に要する下記経費 ・報償費	
補助対象者	船橋市漁業協同組合	
補助金等の額	・上記①に係る補助金の額は、補助対象経費に0.3を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 ・上記②に係る補助金の額は、補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算の範囲内とする。 ・上記③に係る補助金の額は、補助対象経費に1.0を乗じて得た額の予算の範囲内とする。ただし、1日当たりの限度額は10,000円とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申請時期	随時	
補助金の交付決定時に附す条件	上記①と②に係る補助金について、事業を終了した年度の翌年度から5年間、事業終了後の状況について、市長に経過報告を毎年度末までに行うこと。	
添付書類	交付申請	事業計画書、収支予算書、前年度決算書及び誓約書 工事請負費及び備品購入費については見積書
	実績報告	事業実績書、収支決算書及び写真 工事請負費及び備品購入費については支払を証する書類 報償費については、研修実績報告書（日報）

別 表 (その 49)

補 助 事 業 名	農業振興計画推進事業	
補 助 の 目 的	「船橋市農業振興計画」の取り組みを計画的に推進するために係る経費に対して助成し、都市農業の多様な機能を適切かつ十分に発揮できる産地を確立する。	
補 助 対 象 経 費	<p>①土壌飛散防止対策事業費補助金 カバークロープ（種子）の購入に要する経費</p> <p>②低濃度エタノール水溶液土壌消毒事業補助金 消耗品（土壌還元消毒用低濃度エタノール購入費）</p> <p>③農地保全施設費補助 農地の保全を目的とした簡易な鋼板土留めの設置に要する工事費</p> <p>④学校給食船橋産農水産物活用事業費補助金 消耗品（学校給食へ提供する農産物代金）</p>	
補 助 対 象 者	<p>①船橋市園芸協会・船橋市畜産協会</p> <p>②船橋市園芸協会</p> <p>③農業を営んでいる者等</p> <p>④農業協同組合</p>	
補 助 金 等 の 額	補助対象経費に0.5を乗じて得た額の予算範囲内とする。	
補助事業の形態等	市単独事業	
申 請 時 期	随時	
添 付 書 類	交 付 申 請	事業計画書・収支予算書・誓約書等
	実 績 報 告	事業実績書等